

経済産業省

平成 17・12・15・原院第 1 号

平成 17 年 12 月 15 日

保安業務の確実な実施等に係る注意喚起について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-278b-05-06



一般消費者等の液化石油ガスに係る保安の確保については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。）において、液化石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「事業者等」という。）の基本的な責務として保安業務を行う義務が規定されているところである。

原子力安全・保安院は、これまで経済産業省所管の事業者等に対し定期的に立ち入り、保安業務の実施状況等について検査を実施しているところであるが、本年度実施した立入検査において、一般消費者等に対する液石法第 14 条に定める書面の未交付、供給開始時点検・調査の未実施、ガス漏れ等の技術基準の不適合についての未対応等が相当数見られた事業者等、また、これらの保安業務について実施したかのように虚偽の記録をしていたという悪質な法令違反があった事業者等が確認され、これらに対して液石法に基づき、その状況に応じて「業務の一部停止命令」、「改善命令」等を行った。

このほか、立入検査の結果これらの事業者以外にも保安業務の実施状況によって必要に応じて改善指導等を行ってきたところである。

このように液石法上の責務が果たされない事案に至った要因としては、法令遵守に対する認識の欠如、組織的な管理・監督体制の不備及び販売拡大の一方での保安確保の軽視が挙げられる。

これらの事業者等における液石法違反は、液化石油ガスを使用する消費者に不安を与え、液化石油ガス関係の業界及び事業者等に対する国民の信頼を著しく損なうものであり、誠に遺憾である。原子力安全・保安院は、保安の確保が脅かされる法令違反に対しては今後とも厳正に対処していくところである。

貴団体傘下の販売事業者及び保安機関においては、保安業務の管理・監督体制を整備するとともに、保安業務の適正な実施をはじめとした法令遵守について、その徹底及び確認を図らねばならない。

平成 17・12・21 関東産保第 17 号

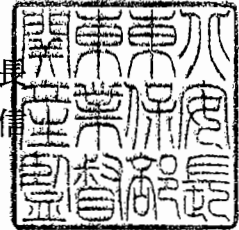
平成 17 年 12 月 26 日

関東液化石油ガス協議会

会長 清水 宣彦 殿

関東東北産業保安監督部長

日 高 俊 信



保安業務の確実な実施等に係る注意喚起について

上記の件について、原子力安全・保安院は、別紙（NISA-278b-05-06）のとおり団体を通じて液化石油販売事業者及び保安機関に対して、対応を求めることとしました。

つきましては、貴団体の会員に対して、本事案についての周知と、保安業務の適正な実施等の徹底をされるよう要請します。